

(参考資料)

【地区計画等・景観計画一覧】

※注意)以下一覧は参考です。各地区計画等の最新情報につきましては、各市町村にご確認ください。

1 地区計画

市町村名	名称	担当部署	電話番号
南国市	高知みなみ流通団地	都市整備課	088-880-6558
南国市	南国オフィスパーク		
南国市	なんごく流通団地		
南国市	高知岡豊工業団地		
南国市	南国久礼田流通団地		
南国市	高知伊達野産業団地		
香美市	前山地区	建設課	0887-53-3119
香美市	高知テクノパーク	建設課	0887-53-3119

2 防災街区整備地区計画

市町村名	名称	担当部署	電話番号
—			

3 歴史的風致維持向上地区計画

市町村名	名称	担当部署	電話番号
佐川町	佐川町歴史的風致維持向上計画	総務課	0889-22-7700

4 沿道地区計画

市町村名	名称	担当部署	電話番号
—			

5 集落地区計画

市町村名	名称	担当部署	電話番号
南国市	植田	都市整備課	088-880-6558

6 景観計画

市町村名	景観計画の名称	担当部署	電話番号
梶原町	梶原町景観計画	環境整備課	0889-65-1251
中土佐町	中土佐町景観計画	町民環境課	0889-52-2213
津野町	津野町景観計画	産業建設課	0889-55-2021
四万十町	四万十町景観計画	町民環境課	0880-22-3117
四万十市	四万十川景観計画	地球環境課	0880-34-1170
本山町	本山町景観計画	政策企画課	0887-76-3916

<参考>都市計画施設等の区域・地区

(定義)第四条

- この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。
- この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。
- この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。
- この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

(促進区域)

第十条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる区域を定めることができる。

- 都市再開発法第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五条第一項の規定による土地区画整理促進区域
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十四条第一項の規定による住宅街区整備促進区域
- 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十九条第一項の規定による拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 河川、運河その他の水路
- 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 市場、と畜場又は火葬場
- 一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
- 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
- 流通業務団地
- 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。)
- 一団地の復興再生拠点市街地形成施設(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。)
- 一団地の復興拠点市街地形成施設(大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第二条第八号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。)
- その他政令で定める施設

(市街地開発事業)

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

- 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業
- 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)による新住宅市街地開発事業
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十九年法律第九十八号)による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律百四十五号)による工業団地造成事業
- 都市再開発法による市街地再開発事業
- 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- 密集市街地整備法による防災街区整備事業

(市街地開発事業等予定区域)

第十二条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる予定区域を定めることができる。

- 新住宅市街地開発事業の予定区域
- 工業団地造成事業の予定区域
- 新都市基盤整備事業の予定区域
- 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域
- 一団地の官公庁施設の予定区域
- 流通業務団地の予定区域

<参考>住宅地区改良法

(定義)第二条

- この法律において「改良地区」とは、第四条の規定により指定された土地の区域をいう。

(改良地区)

第四条 国土交通大臣は、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地で政令で定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

3 前項の規定による申出は、都市計画法(昭和三十九年法律第九十八号)第五条の規定により指定された都市計画区域内の土地については、都道府県がするものにあつては都道府県都市計画審議会、市町村がするものにあつては市町村都市計画審議会の議を経てしなければならない。ただし、申出をする市町村に市町村都市計画審議会が置かれていない場合にあつては、都道府県知事が、市町村の申出を達達する際にこれを都道府県都市計画審議会の議に付するものとする。

4 第一項の規定による指定は、国土交通省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

5 第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。